

# 家庭や地域との連携を生かした安全・安心な学校づくり

仙台市立加茂小学校 校長 菅原 修  
〒981-3122 宮城県仙台市泉区加茂4-3 Tel (022)378-3067

## I 学校の規模及び地域環境

学級数18学級 児童数523名 職員数38名

本校は、仙台市北部の住宅地である加茂団地の中央に位置し、自然環境に恵まれた地域にある。近くには中世の館跡で泉区の唯一の歴史公園となっている長命館公園があり、学習の場としても有効に活用している。保護者の教育に対する関心も高く、協力的である。身近に起きている不審者への対応についても憂慮し、安全確保に向けて大変協力的な姿勢で臨んでいる。

## II 取組のポイント

### 1 危機管理対策委員会の組織とその動き

- ・ハンドブックの作成

### 2 危機管理対策計画とその実践

- ・緊急連絡網の作成と機能テスト
- ・集団下校訓練
- ・引き渡し訓練

### 3 保護者集会と同伴下校の実施

### 4 仙台市の事業との関連

## III 取組の概要

### 1 取組の趣旨

仙台市においても近年、声がけ犯や痴漢等が増加し、環境が劣悪化してきている傾向にある。その多くは、登下校時や帰宅後に、小学生や中学生の女子を中心として発生している。また、危害を加える予告電話などもあって、各学校での初期対応や継続した対応が求められている。

特に、「声がけ事案」への対応として、防犯の視点から登下校の安全をどう確保するかを見直していかなければならない。登下校の安全確保については、これまで交通安全の立場から進められることが多かったが、子どもの犯罪被害の防止を意図した安全管理、「自分の身は自分で守る」ことができる具体的、

実践的な防犯教育の推進が求められるようになった。

このような現状を踏まえたとき、学校・家庭・地域が一体となって防犯に取り組むことが喫緊の課題であり、安全で安心な学校づくりの重要な条件であると考えます。本校では、早くから「危機管理対策委員会」を立ち上げて、家庭や地域との連携を生かした安全・安心な学校づくりを目指して取り組んでいる。

## 2 取組の内容

### (1) 危機管理対策委員会の組織とその動き

平成15年度に「加茂小学校区危機管理対策委員会」を立ち上げた。その趣旨は次のようである。

昨今の子どもたちを巻き込んだ凶悪な事件がニュースで流れるたび、またいずれくるであろうと予想されている宮城沖地震のような大規模災害が起きればますます『子どもたちのより安全な毎日を守るために、私たち大人に何ができるだろう』と考えさせられます。就学中はもちろん、登下校中の子どもたちの安全を守り抜くには、個人の力だけでは限りがあります。学校・PTA・地域は、従来個々に子どもたちの安全について対策をとってまいりましたが、昨年度より様々な事態を想定した協力体制整備の話し合いを重ね、加茂小学校区危機管理対策委員会を設置いたしました。

平成16年4月13日付「保護者向けのより」より抜粋

校長が委員長を務め、教頭・教務・生徒指導主任、二つの連合町内会長、子ども会育成会、PTA会長・副会長・健全育成委員長の19名で構成し、定期的に2回の会議を持つが、必要に応じて招集することもある。

この組織は、平成15年5月の時点では学校・PTA・子ども会育成会の三者の危機管理の協議会と

して発足し「安全対策室」という名称であった。しかし、子ども会育成会への未加入者への緊急連絡の難しさなどの課題があり、より円滑で迅速な対応や対策がとれるようにするため「危機管理のためだけの緊急連絡網」を学校で作成することになり、10月に名称も「加茂小学校区危機管理対策委員会」と改められた。

<p>加茂小学校区危機管理対策委員会会則（抄）          (名称・事務局)          第1条 本会は、加茂小学校区危機管理対策委員会と称し、事務局を加茂小学校に置く。          (目的)          第2条 本会は、加茂小学校区内に在住する児童の各種危機に対応するため、学校・家庭及び地域社会の連携のもとに、地域ぐるみで危機管理及び対策にあたることを目的とする。          (事業)          第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。          1 各種危機管理対策に関する活動          2 各種危機管理対策に関する理解及び認識を深めるための活動          3 関係諸機関・諸団体及び地域住民との連携に関する活動          4 その他目的達成に必要な活動          (構成)          第4条 本会は、次に掲げる団体の構成員をもって構成する。          1 加茂小学校&lt;校長・教頭・教務主任・生徒指導主任&gt;          2 加茂小学校父母教師会&lt;会長・副会長(2)・健全育成委員(2)&gt;          3 加茂小学校子ども会育成会&lt;会長・加茂、上谷刈地区(各1)&gt;          4 加茂連合町内会・上谷刈連合町内会&lt;会長(各1)&gt;          (役員)          第5条 本会には次の役員を置き、任期は1年とし再任を妨げない。          委員長1名 副委員長2名 幹事若干名 事務長1名          事務局員若干名</p>
--

平成16年度には地域から連合町内会も参加し、会則も制定して新たにスタートした。

危機管理対策委員会では、保護者向けの「加茂小学校区危機管理対策ハンドブック」(保存版)を作成している。主な内容は次のようなものである。

- ・がんばっています！危機管理対策委員会
- ・危機管理レベル設定
- ・緊急連絡体制
- ・危機管理対策年間計画
- ・集団下校経路略図
- ・加茂小学校指定通学路
- ・校区内危険箇所・子ども110番の家

## がんばっています！危機管理対策委員会

☆危機管理とは、「ある組織にとっての重大な問題が発生した場合の対処の仕方」

と一般的には意味しています。

☆児童生徒の生命や安全を守るため、学校・PTA・地域が連携をとり協議の場として開いている危機管理対策委員会の ◆活動報告および\*行動計画です。

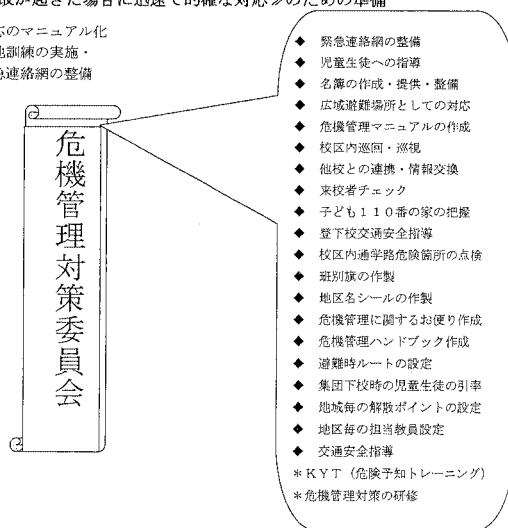
《校内への不審者侵入》 《通学路の不審者出沒》 《災害などの事件、事故》を

未然に防ぐための準備

- ・施設・設備の定期的な点検
- ・通学路の定期的な点検
- ・個々に情報の収集・情報の交換
- ・学校・PTA・地域の連携の強化

《事件事故が起きた場合に迅速で的確な対応》のための準備

- ・対応のマニュアル化
- ・実地訓練の実施
- ・緊急連絡網の整備



「危機管理対策ハンドブック」より抜粋  
 ～委員会の仕事～

(2) 危機管理対策計画とその実践

ア 危機管理年間計画の作成

(ア) 年度末の危機管理対策委員会では、年度の活動の反省をもとに次年度の年間計画を作成する。

(イ) 年度はじめに保護者に年間計画を配布し、『危機管理ハンドブック』（6年間保存）の前年度年間計画と差し替えて使用する。

10.22	加茂地区 防災訓練	A	☆★大規模自然災害時の対応について知る。
H18.4	緊急連絡 体制整備		◎新緊急連絡網ができるまでは17年度のものを使う。卒業している家庭をとばして連絡。新1年生へは、学校から連絡。 ◎新しい集団下校班の組織ができるまでは、17年度の班ごとの集団下校とする。新1年生は、近所の上級生と一緒の班にする。

危機管理対策年間計画

期 日	内 容	レベル	確 認 事 項
H17. 4	緊急連絡 体制整備		☆緊急連絡網作成・配布。PTA・地域からの意見を参考にしながら学校が作成する。 ☆各地区担当の教員を配置。 ☆★引き渡しカードの配布と回収。引き取り人の確認。 ◎新緊急連絡網ができるまでは16年度のものを使う。 卒業している家庭をとばして連絡。新1年生へは、学校から連絡。 ◎新しい集団下校班の組織ができるまでは、16年度の班ごとの集団下校とする。新1年生は、近所の上級生と一緒の班にする。
5.18 (水)	緊急連絡 網テスト (早朝)	C	☆連絡網の重要性を認識する。 ☆連絡があった時の対応をスムーズに行えるようにする。
	学校避難 訓練 (授 業中)		★学級ごとに速やかに避難。 ★避難後、集団下校班ごとに集合・整列する。
5.25 (水)	全校集団 下校訓練	C	★地区・班ごとにすばやく整列する。 ☆★緊急時の下校ルートとポイントを確認する。 ☆★危険箇所を確認する。 ☆★子ども110番の家の確認。
6.30 (木)	緊急連絡 網テスト (11時)	B	☆★災害時の各家庭での対応を話し合う。 ☆★子供たちの引き取りかたについて各家庭で話し合う。
	不審者侵 入対応訓 練 (2時)	B	★教師の指示にしたがい、すばやく行動する。
	引き渡し 訓練 (2 時50分)	B	☆★引き渡しの際の方法等について確認。特に、駐車場(校庭)の安全な利用と引き渡し教室での動き。
9. 2 (金)	学校避難 訓練 (休 み時間)		★身の安全を確保する。 ★放送を聞いて安全な場所へ避難する。
	安全教室		★不審者から身を守る方法を知る。

☆…学校・PTA・地域及び保護者対象事項

★…児童対象事項

◎危機管理対策委員会は随時開催する。

イ 危機管理対策の実践

(ア) 緊急連絡網作成と機能テスト

① 緊急連絡網の作成

本校では、危機管理のための緊急連絡網として電話連絡による『加茂小緊急連絡網』を作成している。危機管理対策委員会設置以前は、地域の子ども会育成会の連絡網を利用して不審者出没等の情報を保護者に知らせていた。しかし子ども会未加入家庭への連絡にかなりの時間がかかる等の問題点を含んでいたため、委員会設置に合わせ、学校独自の連絡網作成に取りかかった。主な留意点は以下の通りである。

- ・ 連絡網は子ども会の地区、班を単位とし、連絡がとれない場合には、直接訪問による貼り紙などの連絡が可能ないように隣近所を一本の連絡系統にする。
- ・ 連絡網の班を集団下校の班と一緒にし、地域での結びつきをより一層強めるようにする。
- ・ 確実に連絡がとれるように、家庭の電話だけでなく保護者の携帯電話や勤務先の電話番号も登録する。連絡先に優先順位をつけ、各家庭3本程度の電話番号を登録した連絡網にする。
- ・ 連絡の順番の決定にあたっては、地域の実情に詳しい子ども会育成会の方と担当職員が話し合いながら進める。

各家庭から提出された電話番号と子ども会育成会の方とともに作成した系統図をもとに担当職員が連絡網(7地区、65系統)を作成した。各家庭には、A4版の地区の連絡網系統図1枚と自分の家の関係するA4版1/2の連絡網を2枚(自宅保管用、常時携帯用)を配布した。

連絡網作成前には、保護者の協力が得られないのではないかと心配されたが、個人情報の流出と

いう怖さより不審者等への危機意識が強く、すべての家庭から協力を得られ、実効性のある『緊急連絡網』にすることができた。学校での個人情報管理はもとより、各家庭でのしっかりとした情報管理が求められる。

## ② 緊急連絡網の機能テスト

『加茂小緊急連絡網』が十分に機能するかを確かめるために2回の機能テストを行った。

### 第1回連絡網テスト（5月中旬）

- ・ 保護者に配布した以下のような文書の内容についての確認を主なねらいとし、連絡がとりやすい早朝の6時15分をテストの開始時間として行った。

1. 名称は『加茂小緊急連絡網』とする。  
学級の連絡網は、『〇年〇組連絡網』

2. 明日5月7日より使用を開始。

3. 学校→PTA本部（2名）→地区担当  
（7名：PTA健全育成委員）  
→班担当（26名：PTA健全育成委員を中心にして）  
→各班A・B・・・各家庭の順番で連絡。

### 4. 連絡がつかなかった場合

例) 3番から4番に連絡がつかなかった場合は5番へ連絡する。4番の家庭には、その後も連絡を試みていただきたいと思いますが、確実に連絡がとれる電話番号ということで協力していただいているので、貼り紙をしたり郵便受け等へメモ書きを入れるということになるのはやむを得ないことと考えます。

### 5. 連絡が回ってきたら

- ①どこの・どんな連絡網なのかを確認。  
（小学校の・緊急連絡網であること）
- ②メモの用意をする。
- ③復唱し、内容を確認する。  
（不確かなことや、予想で話さない。）

6. 連絡先や電話番号が変更になった場合は速やかに関係する方（前後の方とか）と学校へ連絡してください。

7. 各家庭に2枚ずつ連絡網を配布しました。家庭用に1枚と、もう1枚は常時携帯用にするなどして、いつ・どこで連絡が入っても対応できるようにお願いします。

- ・ 機能テストとしての訓練終了後、危機管理対策委員会で話し合い、問題点を保護者に知らせ、連絡手順の再確認を行った。

### 第2回連絡網テスト（引き渡し訓練当日）

- ・ 引き渡し訓練当日の午前11時に「不審者が校内に侵入、校地外へ逃走、地域内に潜伏の可能性あり、児童を引き取りに学校へ」という内容の連絡を回す。

いずれのテストも1時間以内で終了し、連絡網が十分に機能することが確かめられた。

## (イ) 集団下校訓練

### ①集団下校班の編制

- ・ 子ども会の地区割りと『加茂小緊急連絡網』の班編制をベースに集団下校班を7地区30班として編制した。
- ・ 班を示す小旗の裏面には、班の名簿を貼付。
- ・ 班のリーダーは高学年児童。
- ・ 各地区に2～4名の担当教員。
- ・ ランドセルに地区と班を記したシールを貼る。

### ②集団下校訓練Ⅰ（5月中旬）

- ・ 地震の避難訓練終了後、地区ごとの大きな旗を目印に、班ごとの小旗のもとに集団下校班ごとに集合し整列する。
- ・ 班員と並び方の確認後、昇降口まで班ごとに歩いてみる。



集団下校班ごとに集合

### ③集団下校訓練Ⅱ（5月下旬）

- ・ 校内放送の指示により6年生から順番に校庭に出て、地区ごと班ごとに整列する。
- ・ 人数確認後、地区ごとに下校を開始する。
- ・ 歩きながら、担当教員とともに危険箇所や「こども110番の家」の場所を確認する。
- ・ 集団下校を行う場合は『緊急連絡網』によって保護者や危機管理対策委員に連絡する。連絡を受けたPTA健全育成委員や子ども会育成会役員は学校から児童とともに下校し、保護者は自宅で児童の帰宅を待つのではなく、学校に向かって歩き、少しでも近くまで迎えにくるようにする。また、放課後の学童保育を行っている児童センターにも連絡し、児童センター職員は学校まで迎えにくる。

### (ウ) 引き渡し訓練（6月下旬）

#### ①事前の準備と計画

危機管理レベルB（集団下校では危険を回避できない）の事件や事故が発生した場合には、保護者が学校に児童を引き取りにくる。大きな事件や事故が想定されるため、保護者の動揺に配慮して計画を進めていく必要がある。

- ・ 緊急事態のために、引き取りにくる保護者の多くが自家用車で来校すると考えられるので、校庭を駐車場として開放する。
- ・ 校庭は一方通行とし、引き取り後の児童の安全確保のために歩道と車道を区切る。また、校庭への出入りは左折のみに限定し、周辺道路も一方通行になるように看板を設置し地域住民にも協力を求める。
- ・ 降車後の人の流れをよくするために、表示関係を目立つようにするとともに、案内係としての職員をあらかじめ数名配置しておく。
- ・ 引き渡し時の保護者確認は、引き渡しカードに記載済の自宅電話や引き取り者の携帯電話の番号を担当職員に答えることで行う。
- ・ 『引き渡しカード』は年度はじめに保護者に返却し、必要事項や変更事項を記入後に学校に再提出。地区ごと、集団下校班ごとに分類し、引き渡しチェック名簿と一緒にファイリングし金庫に保管。引き渡しに必要な各種表示物も、すぐ使えるように金庫にまとめて保管。

### ②校内への不審者対応避難訓練と引き渡し訓練

#### 【想定と訓練の流れ】（抜粋）

保健室に刃物を持った不審者侵入

- ・ 養護教諭は緊急警報ベルで異常事態を全校に知らせる。職員室在室職員は現場へ。
- ・ 児童は各教室に避難。担任は教室内から施錠。刺股などを持ち侵入に備える。

不審者が校地外へ逃走

- ・ 出入口と門を施錠し再侵入を防ぐ。
- ・ 市教委、近隣小中学校、幼稚園へ連絡。

地域内に潜伏の可能性あり。緊急連絡網で保護者に児童の引き渡しについて連絡。

- ・ 緊急連絡網で保護者へ連絡。（訓練につき、午前11時に連絡開始）子ども会育成会と町内会長へも連絡する。

- ・ 校内放送の指示に従い、児童は地区指定の引き渡し教室へ移動。担当職員はチェック名簿で人員を確認するなど準備にあたる。

- ・ 職員室在室職員は駐車場設営や各種表示。

保護者への児童の引き渡し開始

- ・ すべての地区の準備が整ったら入口を開け保護者を受け入れる。
- ・ 担当職員は『引き渡しカード』の電話番号を引取人に尋ねることで身元を確認。チェック名簿に、引取人と引取時刻を記入。
- ・ カードに登録されていない場合は、保護者へ連絡をとり確認する。

引き渡し終了



保護者への引き渡し



駐車場（校庭）

緊急時引き渡しカード（見本）			
4年3組	加茂 太郎	3年4組	加茂 次郎
1年3組	加茂 三郎	年 組	
保護者氏名	加茂 正義	自宅電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
地区	加茂4丁目	集団下校班	6 班
緊急時の引受人（学校に迎えに来る人。保護者以外の人も含む）			
	引受人氏名	児童との関係（自宅電話番号）	
1	加茂 花子	母（同居の場合は記入しなくて結構です）	
2	加茂 正義	父（同居の場合は記入しなくて結構です）	
3	加茂 豊	祖父（〇〇〇-〇〇〇〇）	
4	仙台 五郎	隣人（〇〇〇-〇〇〇〇）	
5	東 京子	隣人（〇〇〇-〇〇〇〇）	
6	（未登録の方が引き取りにきた場合）	に記入していただきますので空欄のまま	
7	（未登録の方が引き取りにきた場合）	に記入していただきますので空欄のまま	

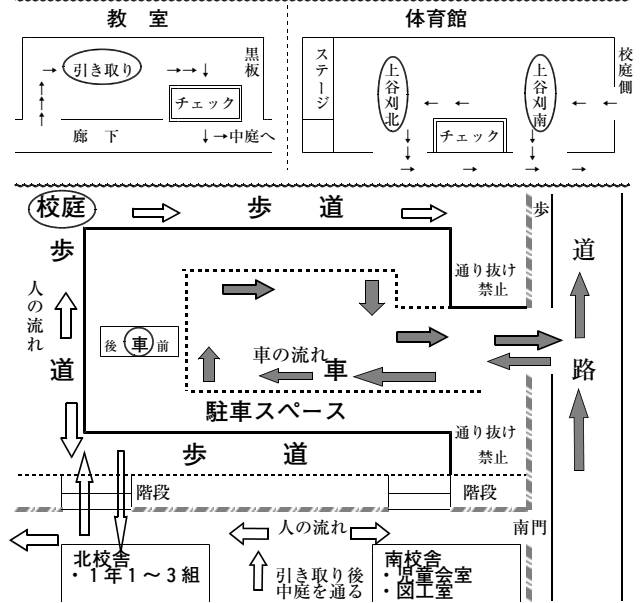
電話番号を尋ねることによって本人確認を行いますので、同居でない方は必ず電話番号の記入をお願いします。  
また、未登録の方（上欄の1～5以外の方）が引き取りに来た場合は、保護者の方へ電話連絡をして確認しますので、引き取りに時間がかかることをあらかじめご了承ください。

引き渡しカード記入例

### 引き取り教室

加茂1丁目→→→1年1組	自治会→→→児童会室
加茂2丁目→→→図工室	上谷刈北→→→体育館ステージ側
加茂3丁目→→→1年2組	上谷刈南→→→体育館校庭側
加茂4・5丁目→→1年3組	

- ◎各教室（1年1・2・3組、児童会室）には後ろの入り口から入って、お子さんと一緒に担当教諭のチェックを受け、前の入り口から出て中庭へ。
- ◎体育館には校庭側入り口から入って、お子さんと一緒に担当教諭のチェックを受け、南側の出入り口（ステージに向かって左側）から出るようになります。
- ◎図工室は前から入って、後ろから出て中庭へ。



保護者に配布したお知らせ

### （3）保護者集会と同伴下校の実施

PTA常任委員会の折、会長より保護者の防犯への意識を高めるために「保護者集会」を開きたいとの案が出された。平成17年12月、小学1年生の女子児童の痛ましい事件が起き、本校でも登下校時の指導の徹底を図り、巡視の強化を図っている時であった。早速、実施の方向で検討し、具体的な計画を練った。

その中で、

- ・ PTA主催で行い、PTA会長が趣旨説明を行うこと
- ・ 意識を高めるため講話を設定すること
- ・ 徒歩で参加し、児童と一緒に危険箇所を確かめながら帰るようにすること
- ・ 保護者が参加できない児童については近所の人と一緒に帰るか、教員が引率して帰るか把握して対応すること
- ・ 保護者集会と同伴下校についてのアンケートをとること

などを確認した。

### 【保護者集会】

1月12日（木）13：40～14：30 体育館にて実施

会長あいさつ 趣旨説明

校長あいさつ・講師の紹介

## 講話 宮城県泉警察署生活安全課

「子どもを守るために親ができること」

### 【保護者同伴下校】

保護者集会終了後、地区ごとの集合場所に移動



児童と保護者が一緒になって、毎日歩いている通学路の危険箇所などをチェックしながら下校

### 【保護者集会まで学校が行ったこと】

#### ① 危険箇所マップなどを参考に通学路の再点検

学区地図を持って実際に歩いて確認し、記録（地区担当職員2名・子ども会育成会より1名・PTA健全育成委員1名で1チーム）

#### ② 記録に基づいて通学路図全体に書き込む

#### ③ 凡例を入れ完成・印刷

※ 保護者集会で配布・説明

（保護者は、児童と一緒にチェックしながら下校）

### （4）仙台市の事業との関連

仙台市では、「杜の都の学校づくり」を策定し、五つの施策を柱として学校教育を推進している。「安全で安心な学校づくりプラン」は、その柱の一つであり、具体的には、「防犯対策」「防災対策」「学校施設整備」の三つの事業を行っている。その中の一つである「防犯対策事業」の取組として、具体的に次の内容があげられる。

#### ア 学校防犯巡視員派遣事業

市立小学校に学校施設内及び周辺の巡回や不審者等への声がけなどを行う学校防犯巡視員（愛称：まもらいだー）が派遣されている。

平日授業日5日毎各学校2時間の巡視。



校地内を巡回する「まもらいだー」

#### イ 児童生徒の安全確保事業

「仙台市地域ぐるみ生活指導連絡協議会」「仙台市校外指導連盟」「学校警察連絡協議会」等の活動への支援を行う。

#### ウ 携帯用防犯ブザー購入補助事業

各学校のPTAが児童生徒の安全確保のために携帯用防犯ブザーを購入する際、購入費の1/2を補助する。16年度は希望者全員、17年度は新入学児童や仙台市内への転入児童が対象となる。

#### エ 防犯・子どもを守ろうデー実施事業

全市立学校が毎月、第2金曜日に警察、青少年指導センター、PTA、地域ぐるみ生活指導連絡協議会、仙台市校外指導連盟、地域の方々の協力のもと、地域巡視を行う。

学校ごと毎月第二金曜日に実施、5月と12月には全市一斉で行う。

本校でも、PTA・地域をあげて取り組み、職員も登校時と下校時に学区内の巡視を行っている。

12月には、加茂中学校区で巡視活動を行っている各種団体が、加茂市民センターに集合し、団体の紹介を兼ねて出発式を行い、巡視活動に入った。それぞれの組織の構成メンバーや取組の様子が分かり、全体の意識が高まった。

#### オ 学校防犯ボランティア実施事業

PTAや防犯協会、地域の方々を対象に学校ボランティア巡視員を募り、児童生徒の登下校時における安全確保を図る。

本校でも、校長が危機管理対策委員会で提案し募集を行った。巡視時間等のことで制約があるためか、当初は応募が少なかったが、地域のボランティア団体や連合町内会に呼びかけたことで協力が得られ、40名以上の方々に登録していただいて発足した。一人一人に委嘱状を差し上げ、説明の後、地区ごとに分かれて巡回の日や時間について話し合っていた。保護者の参加も得られ、PTAや地域をあげて、登下校時を中心とした巡視活動が続けられている。

#### カ 学校フェンス・門扉設置事業

不審者の侵入を防ぎ適正な管理を行うため、門扉・フェンスを整備する。

キ その他

・学校防犯車両

市内における声がけ犯・痴漢等の増加ならびに環境の劣悪化を踏まえ、教育局内の公用車・給食車を「学校防犯車両」として児童生徒の犯罪被害防止と安全確保を図ることを目的に運行している。現在、民間企業も加わっている。

・不審者情報の通報（Fネット）の配信

### 3 実践の成果

- (1) 早くから立ち上げた加茂小学校区危機管理対策委員会は、学校・PTA・地域の連携を図る組織として有効に機能している。特に、子ども会育成会に加えて連合町内会も組織の中に入ったことにより、協力体制が強固になったといえる。また、ハンドブック（保存版）を作成し、保護者に配布したことで危機管理への意識付けに大きく作用した。
- (2) ハンドブックで示す危機管理レベルの設定と具体的な危機レベルを想定した緊急連絡網テストや全校集団下校訓練、引き渡し訓練を毎年行っていることは、より実践的で、いざという時の対応に生かせるものとする。繰り返し行うことで、改善が図られ、児童の避難場所への移動や地区ごとの集合などもスムーズに行われるようになった。引き渡し訓練においても、引き渡しの方法や駐車場の安全確保など配慮すべきポイントもつかめてきている。不審者対策のために行った「安全教室」は自らの身を守るという意識を高め、いざという時の対応に生かせるという意味でも有効であった。
- (3) 保護者や地域の方々の地域巡視などの取組を通して子どもたちの安全が守られている。毎日あいさつをかわすなど防犯ボランティア巡視員と子どもたちとのかかわりはほほえましく、地域の中で子どもたちが育っているということを実感させられる。
- (4) PTA主催で行った保護者集会は、保護者全体の意識を高める上で有効であり、講話も時宜を得た内容であった。

### 4 課題

- (1) 危機管理ハンドブックや学校からのたよりを通して危機管理に関するいろいろな情報を発信することで、防犯への協力を呼びかけ、保護者や地域に働きかけてきた。防犯の意識を高めていくためにもこの努力は今後も続けていかなければなら

ない。

- (2) 訓練を通して危機管理の意識を高め、いざという時の対応の仕方を学び、繰り返し行うことで改善されてきている。このことから危機レベルに応じた訓練は継続して行う必要がある。
- (3) 職員が地域に出て、巡視をしたり、保護者や地域の方々とのコミュニケーションをとりながら危険箇所等の把握や通学路の再点検をしたりしており、そのことが的確な情報の提供につながっている。保護者や地域との信頼関係を保つためにも、このような地域を知る努力を続けていかなければならない。